

「検察官・弁護士・裁判官として生きて」

環 直 彌

ただいまご紹介頂きました環でございます。この度私の畏敬する江藤先生から、何か裁判、司法について話せというお話がありました。私は、ご紹介頂きましたように、検察官五年、弁護士二回あわせて一八年、裁判官二五年の経験があり、学生の皆さんから見ると、お父さんかお祖父さんくらいの年になりました。長い間生きて参りますと、色んなことには出会いますが、特に良く勉強したり、立派な業績を挙げたというわけでもないのです、ずいぶんお断り申し上げました。しかし、皆さんは経験していない昔のことには興味があると思う、お前が今までやって来たことをありのままに気軽に話してくれればよい、そういうお話でしたので、普通の一法律実務家の

やって来たことをお話するということだと思いきって引き受けしたわけです。私は、日誌をつけるとか、仕事の記録を残すとかをする方ではありませんので、若干の文献を参照しただけで、ほとんど記憶に基づいてお話するわけですので、不正確な点もあると思いますし、そのうえ今日は風邪で喉を痛めておりますので、お聞き苦しいところがあると存じますが、ご容赦願いたいと存じます。

1 法律実務家志望 司法官試補に

先程ご紹介頂きましたように、私は、大学を出てすぐ司法省に司法官試補として入りました。当時は、法律実務家になる手続きが現在と違いました、高等文官試験司

法科試験に合格してから、判事、検事志望の人は、司法省に司法官試補として採用されたうえ、一年半裁判所と検事局で修習をして、控訴院と司法省の行う試験に合格して判検事に任命されることになっていました。弁護士志望者は、司法科試験合格後、弁護士試補として一年半弁護士事務所修習し、司法省の行う試験に合格すれば弁護士の資格が得られたと記憶しております。私がなぜ法律の道を選んだかについて少し申し上げますと、私の生家は、四国の田舎の小地主で、いくらかは小作人から搾取する立場でしたが、私自身は、どういうものか小さい時から権威に対する反抗心があり、少数意見を持つことが多かったように思います。割合理屈っぽく、自分が正しいと思ったことは、容易に譲歩しない性格でした。私は、自然科学には能力がないと思われましたので文科方面に進むしかなく、こういう性格では人にあーこー指図される仕事は勤まらないだろうという気持ちもあり、それならば比較的自分に合うのは法律家ではないか、それにしても先生になるような能力はなし、それでは法律

実務家なら何とかかなりはしないかといったことだったのです。それに大学当時は太平洋戦争酣のころで、卒業のころは、日本は事実お手上げの一步手前の状況であったのに、為政者は国民の利益を全然考えない政治をし、人間が人間らしく生きるために絶対必要な思想の自由を強制的に押えつけるという状況に無性に腹が立っていました。法律実務家として少しでもこのような状況に反抗できないかという気持ちも手伝っていたかと思えます。

現在の司法修習生を見ていますと、教官が実に至れ尽くせりに実務を教えこんでいるようです。私ときは、その前あった司法研修所がなくなって、裁判所、検事局における修習だけでしたが（当時は、三月間検事代理に任命され、指導検事の指導の下に検事と同じ仕事をさせてもらいました）、刑事、民事裁判と検察の各指導教官の簡単な入門講義があるほかは、ほとんど自主的な修習でして、いわゆる教えこまれるということはほとんどありませんでした。多くの時間は、このような世の中で、法律家は何ができるか、しなければならぬかについて

地方裁判所の上席判事なども交えての試補仲間の議論に費やされました。大津事件など司法の独立の歴史についても議論しました。時勢に順応する意見もありましたが、現行の法律制度、あるいはその運用が国民の権利の伸長に役立っていないとする、当時の司法のあり方に批判的な意見も多く出されました。試補に採用された時、総理大臣官邸で各省に新たに採用されたものの任命式のようなものが催されましたが、その際私は、東条英機という総理大臣の国民の立場を無視した考え方や態度を目撃し、また、当時の日本の置かれている危機的情勢を知り、こんなことで役人になって本当に何か役に立つ仕事ができるのだろうかという不安に駆られていたこともあって、このような修習の態度になったのかもしれない。今の修習生の、考えさせるのではなく、ひとつのやり方を教えこむというやり方に思える修習とはまったく違っており、実務の修習という点では不十分であったかもしれない。私にとっては、法律実務家の精神を養うという意味では大変良かったと思っています。

「検察官・弁護士・裁判官として生きて」

2 検事に

私と一諸に試補になった数十名のなかの七、八割方は軍隊に召集されて三〇人ぐらしか残らなかったのですが、東京の大空襲で試験が遅れ、予定より二月くらい遅れて昭和二〇年の五月の終わりになってやっと検事に任官し、横浜地方裁判所検事局（当時は、検事局は裁判所に付置されていましたが、その後法制度が変わって横浜地方検察庁になりました。）勤務となり、約三年間勤めた後、東京地方検察庁に転勤になり、そこで約一年半勤め、最後は検事兼任で公正取引委員会の事務官を約六月ほどいたしました。

私は、兄が裁判官をしていた関係もあって裁判官の方がなじみがある感じで最初は裁判官を志望していましたが、非常に優れた検察の指導教官の強い勧めがありました。私は、漠然としたものではありませんが、戦争目的のために個人の立場がまったく軽視されているこのような時代に、生の事実と比較的近い段階で、犯罪の背景、

犯罪者の主観的諸事情を細かく観察し、検事に与えられた起訴便宜主義の権利をも適切に行使して、私なりに右のような世相にわずかでも抵抗して行けるのではないかという期待を持っていました。また、当時、いわゆる検察ファッショという検察が裁判所に対して優位に立つという傾向については多少は聞いていました。しかし、それが一般的であり、司法の独立を害しているなどとは思ってもよらぬことでしたし、もしもそんなことがあればあくまで検察の本道に戻すべきであると思っていました。そんな気持ちもあって、検事に任官することにしたわけです。

初めての法律実務家としての検事の経験は、新鮮で、私なりに私の抱く検察の精神を生かそうと一生懸命に励みました。楽しく充実感を持って過ごせたように思います。

しかし、私の考えが正しいかどうかはさておき、時には、私の抱く検察官像とは異なった状況に出会いました。その一例を述べてみます。敗戦前のことですが、当時

戦争遂行のために設けられていた戦時刑事特別法という法律がありました。その中に燈火管制中などの窃盗という、法定刑が無期または三年以上の懲役刑が定められている過酷な罰則があり、この罪のごく軽微な事件なのに、求刑が余りにも重く、判決も求刑通りという事例がたくさんありました。私はこの量刑が、いくら戦争遂行のためとはいえ余りにも過酷であり、また、他の裁判所より重いと思いました。余談になりますが、私の高等学校の漢文の先生で、自由主義者で、私の大変尊敬していた方が、私の大学法学部進学に当たって、餞として「有治人无治法」という書を書いて呉れました。この言葉の典雅や正確な意味などは分かりませんが、私なりに法は人の運用の仕方によって価値が生ずるもので、運用の仕方は人間的でなければならぬ、という意味に解して一生の指針にしようと思っていました。こんなことの影響もあったのでしょうか、先の罰則の運用があまりにも非人間的であると思われたのです。また、この場合、裁判所が検事の圧力を受けている疑いが強いと思われまし

たので、私は、これに強く反対しましたが、そのため先輩検事と紛糾したことがあります。検察ファッショを実感した思いでした。そして、これはもちろん私が経験したことではなく、戦後文献によって知ったことですが、思想事件に関する判検事の「思想実務家会同」においては、検事主導型で裁判の方向づけがなされ、司法権の独立を侵してはばからないような司法大臣等の訓示などがさしたる抵抗にあうこともなく繰り返され、裁判官の多くは、これに積極的に迎合し、検事から「ご指導やご注意」「ご教示」を受けるまでに至ったということであり、ます。それほどひどい状況がありました。

もう一例を挙げてみます。これは戦後のことになりませんが、私が経済関係の犯罪捜査を担当していた時のことです。当時、飲食営業を取り締まる法律があり、いわゆる闇の飲食物を売ったものばかりでなく、これを買ったものまで処罰することになっていました。ところが、貧困な肉体労働者が、一日中汗まみれになって働いて多少の賃金をもらい、その疲れを癒して翌日の労働に備える

ために屋台でいわゆるドロク焼酎を飲む、そういう人々を警察が遠慮なく検挙し、略式起訴で罰金に処するという、誠に過酷な処罰が行われる状況でした。法の運用は恣意的であってはなりません。先述のように、この種の事件にやたらに厳罰をもって望むのは法の趣旨ではないと思っていましたので、私は、上司や警察官とも協議の上、やや取り締まりの運用を緩やかにしました。そのことで検察の上級官庁から注意を受けました。そこで、その後大きなヤミ飲食店の検挙をすることによって、私どもの検挙方針の正当性を認めてもらったことができました。

私の検察官生活は、敗戦を挟んで世の中が急激に動いた時期でしたので、割合思い出の事件が多くありました。その中に、昭和二三年の群馬県知事が軍の残したコーヒーを不法に配給した知事、副知事を含む県の幹部を被疑者とするいわゆる群馬コーヒー事件、一連の公団の不正経理を弾劾した一連の事件のはしりとなった油糧公団事件、昭和電工疑獄事件等、主として権力の犯罪事件が

あります。

昭和電工事件について少しお話しします。この事件は、戦後壊滅状態になった基幹産業のひとつである化学肥料の製造者である昭和電工に対する復興金融公庫や市中金融機関からの復興資金の融資に絡み、昭和電工と政、官、金融機関との間の贈収賄事件を中心とするもので、前首相を含む大物の官僚、政治家、財界人等が連座し、起訴された者三八名（うち法人一社）に及ぶ戦後初の大きな疑獄事件です。

この事件は、昭和二三年六月ころから商工省関係事件の捜査が始まりましたが、私は同年七月ころから捜査に関与することになり、最後まで捜査しました。最初は検事わずか三名で捜査していましたが、その後事件の拡大と共に「昭電事件特別捜査本部」が設けられ、全体では三〇人近くの検事が関与したと思います。GHQは、警視庁の捜査に不信を持っていたのか、捜査の初期の段階で警視庁の捜査関与を排除するよう指令をしましたので、何から何まで検察庁がやらなければならず、大変厳

しい捜査でした。私の担当は、復興金融公庫や市中銀行の融資関係ということでしたが、中でも一〇数ヶ所に及ぶ工場の搜索、押収も大変な仕事でしたし、特に複雑な帳簿の解読は經理に素人の私には誠に重荷で、經理に関する入門的な勉強から始めるというありさまでした。会社の經理担当重役や市中銀行の重役の取り調べも行いました。そのほか捜査が進むにつれて、政、官界人の贈収賄事件の捜査にも関与し、捜査の終わった年末まで自宅に帰るのは一週間に二、三度という忙しさでした。

私がこの事件に関与して感じたことを申し上げます。第一に、敗戦という大変な経験を経て、国民はみんな貧困の中で再建のために努力しているなかで、国の上層部というのはまったく意識の改革ができておらず、あいかわらず国民の立場を忘れて金に引っ張り回されている現実に触れ、憤りに耐えなかったことです。現在に至っても同様のことが言えますが。ただ、わずかに救いに思われたのは、一人の大物政治家の私生活が余りにも贅沢で、庶民のそれとまったくかけ離れているのに反し、他の革

新系の大物政治家の一人は、生活が質素そのもので、政治に全力を投じていることが感じられたことでした。良い経験でした。

第二に、これは裁判の結果についてですが、この事件で起訴された被告人の多くが無罪となりました。これがある特定の検事の起訴した事件について多く見られたことをも考慮すると、あるいは起訴が不当だったのかもしれないませんが、これが裁判が権力に不当に甘いということではなければ良いと思います。

第三に、捜査のやり方についてです。この事件の総指揮官という立場の人は、有能な人でしたが、部下を信用しないのか、事件全体の捜査の方針、進展の状況について、私ども捜査員の全部に相談もせず、話しもせず独断で仕事を進めました。また、私の捜査結果に疑問を持ったのか、こっそり他の検事に私の捜査の当否を検査させるようなこともしました。さらに、私が贈収賄事件の捜索の際にたまたま発見をしたヤミの飲食営業を、私の強い反対を一応認めるような態度を示しながら、他の検事

に命じて立件して起訴させるということもしました。検事同一体の原則というものがあります。しかし、これが検事の上命下服の義務を科したもののようには解するのは誤りだと思います。検事は制度上あくまで一人一人が独立の官庁です。自分が絶対に正しいと思う主張は、堂々と押し通すくらいの気概のある人でなければ真の検察官とは言えないともいえますし、部下の言に十分耳を傾けて徹底的に議論したうえ、結論を出すのが上司の勤めでしょう。このような部下検察官の行き方を抑えるさきに述べたような上司のやり方には大きな不満がありました。私は任官の時に考えていた検事の役目を少しでも実現できるような努力したつもりですが、私の短見かもしれないが、だんだんと検察の官僚的な考え方になじめない気持ちが強くなってきました。

3 弁護士に

そういうことで、法律実務家になる前にどういうわけか余り関心を持っていなかった弁護士になって、民間の

立場で思ったような活動を試してみようと思うようになり、検事を退官して弁護士になったわけです。そこで考えたことは、法律の解釈にしても、世の中の事実についての考え方にしても、今までは自分の嫌いな形式的な面がなかったかを反省し、ひとつ全部疑ってみよう、例えば、ある法律やその運用が違憲であると思われるような場合、裁判所で主張が通るかどうかは別にしてとにかく何でも主張してみようと考えます。一方で、社会情勢について、役人的ではなくて、まったくの一庶民の立場で考え直してみよう、こういうことを考えました。

私はその後一一年間にわたって弁護士として贈収賄事件や選挙違反事件を含め相当数の事件を担当しましたが、順不同で思い出の事件を挙げてみますと、いわゆるチャタレイ事件、関税法の第三者所有物の没収規定の違憲を主張した事件、いわゆる造船疑獄事件、三鷹事件の捜査検事らを被告とする損害賠償事件（検事らの代理人）、いわゆる百里基地事件（国の代理人）等があります。チャタレイ事件について少し申し上げます。この事件

は、D・H・ロレンス原作の翻訳書「チャタレイ夫人の恋人」上下がわいせつ文書であるとして、翻訳者伊藤整と出版社社長小山久二郎がわいせつ文書頒布罪（刑法一七五条）に問擬されたものであり、昭和二五年から同三二年まで審理され、第一審は、伊藤は無罪、小山は罰金、第二審は両名とも罰金、第三審は、上告棄却の判決がされました。本件は本格的な文芸作品がわいせつ文書として刑事罰の対象となりうるかが問われたわが国における最初のケースであることは周知のことではありますが、ここに現れた問題点が多岐にわたったものであることは、最高裁判事判例集に挙げられている判決要旨が、一二項に及んでいることからわかります。

私は本件検挙時から最後まで、弁護に当たりましたが、最も思い出の深い事件でした。そして判決の内容については沢山の文献がありますのでこれを御覧いただくことにして、私の感想を若干述べてみたいと思います。

第一に、本件で一番意味のあったことは、私たち弁護士は、刑法一七五条の問題を単に性道徳や性感覚の問題

としてではなく、憲法の表現の自由との関係で考えると
いうおそらく今までになかった主張をしたことであろう
と思います。これが、その後のわいせつ罪の考え方に大
きな進歩をもたらしたと思います。私は、この事件によ
り、従来以上に表現の自由の重要性を学び、表現の自由
に関するその後の私の仕事に影響を与えたものです。

第二に、訴訟手続の点であります。わいせつの法律
概念を明らかにするために、それまではおそらく不要と
されたと思われる学問、芸術、思想各界の、また、良識
ある庶民の証人による立証が必要であるという弁護人の
主張が裁判所にも認められ、実行されたことは貴重な経
験でした。また、中島健蔵、福田恒存両特別弁護人の採
用とその活躍は、この種事件についての特別弁護人の有
用性を感じさせて呉れました。

次に関税法の事件ですが、上告後九年を経て、私の違
憲の主張は、事案適切ではないとして上告を棄却されま
したが、他の事件で違憲が認められました。この事件は、
法令の違憲が認められた最初のものであろうと思われま

すが、私のこの上告趣意は、裁判所において主張された
初期のものと思われ、右の違憲判決を作り出すのにささ
やかな貢献をしたのではないかと自負しています。

さらに、造船疑獄について少し述べます。この事件は、
戦後の船舶建造に絡む造船会社から船会社に対するリ
ベートの用途についての船会社役員の特任背任、船舶建
造融資の利子補給法の制定に絡む造船・船舶会社と政・
官界との間の贈収賄等の事件で、起訴された者三四名に
及ぶ戦後最大とも言ふべき疑獄事件であります。

私は、業界団体一つと船会社一社の捜査段階の弁護を
しましたが、若干感想を申し上げます。私の弁護した船
会社の役員の特任背任の事件は、裁判で全部無罪となり
ましたが、これは、その役員らが逮捕される前、私たち
弁護人が、被疑者の権利を詳細に説明をし、捜査官の強
制に屈して虚偽の自白をしないよう強く指導してあった
ことが良かったのだと思います。この事件でも、業界団
体の役員で、最高の学歴を持つ人が、勾留をされた苦し
さから誰もが想像できないような贈賄の虚偽の自白をし

たことがあり、この件は、捜査の結果虚偽であることが幸い判明したため事なきを得ましたが、勾留中の自白の恐ろしさを痛感いたしました。現在、このような大きな事件を除くと捜査段階で弁護人のついている事件はごく少なく、これが虚偽の自白、ひいてはえん罪を生むことが多いと考えられますので、被疑者段階での弁護の充実には大いに努力しなければならぬと思います。

この事件では、捜査官のはなはだ不当な身柄の拘束がありました。私の担当した船会社の社長は、同種の特別背任の事件で確か四回も逮捕・勾留を繰り返されました。このような不当な措置に対して強く抗議しましたが、今でもこのような事例があるようですから、反省してもらわねばなりません。

また、この頃でも時々話に出ることもありますが、本件では、当時の自由党幹事長の収賄事件についての法務大臣の指揮権発動によりその逮捕ができず、政治資金規正法違反で起訴するにとどまったことが特徴的です。しかし、果たしてそのため捜査が不可能だったのか、検察

の重要問題として検討しなければならぬと思いましたが、事件のお話はこの位にして、後になって考えてみますと、私は、果たして当初考えていたような弁護士活動ができたのか、はなはだ自信がありません。先に述べたチャタレイ事件、違憲訴訟、また、相当数担当した国選事件を含むいわゆる庶民の刑事事件において、表現の自由を守り、国民の人権を守るために努力はしました。しかし、反面、造船疑獄や三鷹民事事件、百里訴訟において、何らかの意味で不当に権力に加担したのではないだろうか、もっと一貫した仕事はできなかったのだろうか、という不満、疑問が残ります。しかし、どのような事件にせよ、不法、不当な権力の運用から人を守ることは弁護士の正当な仕事であり、そのような努力だけはしてきただということ自分で自分を慰めるほかはないでしょう。

4 裁判官に

昭和三六年に裁判官に任官しました。私は、検事をやめる時、もう二度と役人にはなるまいと思っていました。

それで、ある時、検事時代の上司から判・検事以外のあの役所に入るよう熱心な勧誘を受けたことがありました。が、即座に断りました。それなのに、なぜ判事になったのかと聞かれることがあります。説明しにくい点もありますが、一つの大きな理由は、弁護士をしていて、どうしても裁判に納得できないことがある、主に刑事事件を担当していて、相当数無罪判決を受け、ある程度は満足しているけれども、中には絶対無罪だと考えられる事件について主張が聞き入れてもらえない裁判や表現の自由について無理解な裁判に出会うと、絶望感に似た気持ちになる、自分にはそれほど能力はないにしても、何とか少しでも裁判所の世界に入り込んで自分の考えや姿勢を問うてみたい、そんなおこがましい気持ちになったことです。

私は、このような思いを十分に果たせたとはいっていません。しかし、それまで裁判所がこのようなであれば良いなと考えていたことを少しはすることができたと思っています。裁判官は、事件の配点を受けてこれを処理す

るわけですから、自分で事件を選ぶわけには行きません。それでも若干の事件については自分の思うとおりの裁判をすることができました。

このところ最高裁判所の判例の法源性とか拘束力について研究者や実務家の意見が多く出されています。裁判官の中には、それも若い裁判官には指導的な立場にいる人が、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の判例として定着していると思われるものについては、絶対これに従うべきで、最高裁ならこう判断するであろうと思われるところに従って判決すべき義務がある旨主張している例があります。私は、最高裁判所の判例は、幾多の先輩が考慮を重ねて作ったもので、大いに尊重すべきであるとすることに異議はありません。しかし、ものの考え方は、いろんな異なったものがあり、それがお互いを尊重しながら主張し合う中でこそ進歩するもので、ひとつの考えを絶対正しいと断定するところにはないと思います。最高裁判例といえども結局はひとつの考え方に過ぎません。下級審の裁判官が、考え抜き、最高裁判例を検討し

つくした結果、どうしてもこれに従うことができないと判断した場合、少なくとも判例法主義をとらないわが国においては、その判例に反しても自分の考えにしたがって判断をすることこそ、法律と良心に従って裁判をしなければならぬ裁判官の義務ではないでしょうか。私の担当した公職選挙法違反事件で、買収の共謀者間の買収資金の授受が交付罪に当たることが問題になった事件がありました。このような行為はこれまで大審院以来最高裁においても罪にならないとする判例がそれこそ確定していました。私は、考え抜いた結果、少なくともある事件がある以上は交付罪が成立しないとはどうてい考えられないという結論になったので、最高裁の判例に反して犯罪の成立を認める判決をしました。ところが、最高裁は、不可解にも大法廷ではなく小法廷で無条件に犯罪の成立を認めるという判断を示し、従来の判例を覆してしまつた、こういう例もありました。

これも同じ公職選挙法の戸別訪問罪については、最高裁判例は、合憲の意見でしたが、私は、言論の自由の問

題として考えると、どう考えても最高裁の判例が正しいとは考えられないので、適用違憲の判決をしました。その後、私の論理構成が正しくないとして訂正を加えたい全面違憲であると判断する下級審判決が多く出されました。しかし、最高裁は、今でも合憲の判断を変えようとはしません。大変残念ですが、私は、私の判決以来、戸別訪問罪の合憲性について研究者や実務家によって研究が発展させられ、また、最高裁判例も、従来のような粗雑な理論ではなく、憲法判断の手続きを外観的には装うようになったことで私の判決もいささかの効果はあつたかなと、少しは満足しています。

それから、私は、東京地裁の刑事一四部、勾留部と呼ばれている部の総括者をしたことがあります。弁護士時代、その取扱が必ずしも法の規定通り行われていないという不満を持っていたこともあり、また、身柄の点に関する法の運用を正すことは、刑事訴訟を法の定める通りに運用する原点だという考えもあって、なるべく法を厳正に適用しようと努力したものでした。当時、検察官か

ら不評を買ったのは言うまでもありませんが、裁判所の内部にも、捜査に役に立たないような勾留部はけしからんという者まであり、裁判官の職務を何と心得ているのかとあきれたこともありました。この頃の勾留の実務を見ていまして、私どもの以前よりもっとひどい状況にあるように感じられ、嘆かわしく思っています。

そのほか、東京高裁が第一審のいわゆる石油カルテル事件で約五年間も事実認定や裁判所として初めて判断を示す独占禁止法の法律の解釈適用に苦勞したことや最後の大阪高裁で若者の被告人数名の強姦殺人事件で自白の任意性について捜査官に厳しい判断をして逆転無罪の判決をしたことなど思い出に残る事件は相当ありますが、時間もありませんのでこの位にしておきます。

最後に申し上げたいのは、私は、昭和四六年の宮本康昭判事補の再任拒否によって明らかになったいわゆる司法反動に心を痛め、心ある裁判官と共に司法の民主化を目指して全国裁判官懇話会を続けて開催することに努力しましたが、これが裁判官時代の最も思い出深いもので

あることを述べておきたいと思えます。会が大きな効果を収めたとは思いませんが、何らかの役に立ったものと思っております。今後も司法の改革には関心を持ち続けたいと決意しております。

5 再び弁護士に

定年になり再び弁護士になりました。もう年ですから大したことはできませんが、企業の顧問というような束縛から離れて、同僚の援助を受けながら、弱い庶民の苦しみを少しでも和らげ、また、不当な権力の抑圧に苦しむ人々のため少しでも役立つよう努力したいと思っております。本日は、私事の自慢めいたことや泣き言みたいなことばかり申し上げまして、お聞き苦しかったことと存じますが、老人のたわごととお聞き流し下さい。長い間ご清聴頂きありがとうございます。